

♡ 要点まとめ（第26回_低所得者に対する支援と生活保護制度） ♡

●生活保護制度の目的（問題63）

⇒日本国憲法第25条（生存権）の保障&自立の助長

「**すべて国民^{*}は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する**」ということを実現させるために、「**国は（中略）社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない**」ので、様々な福祉サービスや社会保障制度が整備されていて、その**最後のセーフティネットが生活保護制度**。

※ 人道的な観点から、一定の要件を満たす外国人（永住者、定住者、永住者の配偶者、日本人の配偶者、在日韓国人、在日台湾人、認定難民等）にも生活保護制度は準用（≒適用）されている。

※ 保護を受けようと思う場合には**居住地（居住地がない場合は現在地）の福祉事務所**へ申請する☑

保護請求権！1950年の新生活保護法で認められた★

●生活保護の原理、原則（問題63） 国試ナビ（社2023）P.132/（社2024）P.138/（社2025）P.154🔍★

～原理～

- ①**国家責任**：国が全国民に対し、最低限度の生活保障と自立を助長します🔍
- ②**無差別平等**：生活困窮に陥った理由や身分などに関係なく保護を受けることが出来ます🔍
- ③**最低生活**：健康で文化的な生活水準を維持できるような基準を設けます🔍
- ④**補足性**：生活保護は、持っているものをフル活用しても足りない部分に対して“補う”ものです🔍

～原則～

場合によっては例外もあり！（例外を認めるかどうかは福祉事務所次第）

- ①**申請保護**：「本人」「扶養義務者」「同居の親族」の申請が必要です🔍 【例外：緊急時の職権保護】
- ②**基準及び程度**：保護を必要とする人の需要に基づきながら、不足を補う程度（最低限度の生活を越えない程度）に保護します🔍
【例外：やむを得ず、一時的に家賃扶助より高い家賃の物件に住む】
- ③**必要即応**：年齢、性別、健康状態、地域、気候などの違いを考慮して、必要な保護を行います🔍
- ④**世帯単位**：ここでの世帯は、同一住居で生計を同じくする人々のことで、他人を含む場合もあります🔍
【例外：個人単位の保護】

●生活保護受給者の権利と義務（問題63 おまけ🔍） 国試ナビ（社2023）P.132/（社2024）P.138🔍★ （社2025）P.154🔍★

～権利～

- ①**不利益変更の禁止**：保護に関する決定事項について、**正当な理由なく不利益になる変更をするのは禁止**🔍
- ②**公課**（税金を課すこと）の禁止：生活保護により給付された金品に対する課税はない🔍
- ③**差押の禁止**：生活保護により給付された金品を差し押さえられることはない🔍

～義務～

- ①**譲渡禁止**：生活保護の受給権は、**相手が誰であっても譲ることは出来ない（一身専属権）**🔍
- ②**生活上の義務**：勤労への努力や支出の節約など、生活の維持や向上に**努めなければならない**🔍
（↑**訓示的規定**なので、違反したから即保護停止、保護費返還などにはならない）
- ③**届出の義務**：収入、支出、居住地、世帯構成などが変わった時は保護の実施機関に**届け出なければならない**🔍
- ④**指示等に従う義務**：保護の実施機関（≒福祉事務所）の指示には**従わなければならない**🔍
- ⑤**費用返還義務**：将来的に受け取る予定のお金などがあるにもかかわらず、急迫した事情で保護を受けた場合、**受け取り予定のお金を受け取った後、保護の実施機関が定める額を返還しなければならない**🔍

- いろいろな扶助（問題 65） 国試ナビ（社 2023） P.133~/（社 2024） P.139~/（社 2025） P.155~Q✳
⇒8種類👉👈👉👈

字を見ればわかるくらいの記憶&内容がまぎらわしいところはきちんとチェック👉👈

⑥⑦以外は現金給付👉

- ①生活扶助…日常生活に必要な費用＝個人単位（第1類）＋世帯単位（第2類）
各種加算アリ👉入院中の日用品費や入所中の生活費はココ！
- ②出産扶助…出産にかかる費用
- ③教育扶助…義務教育（小学校～中学校）にかかる費用
- ④生業扶助…^{せいぎょう}高校進学や就職に必要な技能習得&洋服代など
- ⑤住宅扶助…住居にかかる費用（家賃、敷金、契約更新料、補修費 etc…）
- ⑥医療扶助*…医療サービスの現物給付👉👈
- ⑦介護扶助*…介護サービスの現物支給👉
- ⑧葬祭扶助…埋葬などにかかる費用

※医療扶助や介護扶助を受けている被保護者は医療保険&介護保険の被保険者ではないので、医療や介護の保険料の支払い義務なし👉

- 生活保護の財源（問題 65 おまけ👉）
⇒国 3/4、福祉事務所を設置している地方自治体 1/4

- 福祉事務所（問題 66）
⇒設置の根拠は「社会福祉法」です👉
◇ 都道府県&市…必置
◇ 町村…設置することもできる（全国で50か所くらい…）

- 生活保護の基準など（問題 66）
 - ・保護の基準、程度…厚生労働大臣が定める👉
 - ・保護施設の設備、運営の基準…都道府県が条例で定めなければならない👉

- 生活福祉資金貸付（問題 67）
⇒第26回問題 33 を…Q✳

- 保護施設（問題 68） 国試ナビ（社 2023） P.139/（社 2024） P.145/（社 2025） P.163Q✳
⇒生活保護法に基づいて、入所したり通所したりする施設👉✳

- | | |
|-----------|--|
| 第1種社会福祉事業 | ①救護施設：生活扶助。著しい障害がある要保護者の入所施設。 |
| | ②更生施設：生活扶助。障害がある要保護者を入所させ、地域生活を営むために必要な生活指導等を行う。 |
| 第2種社会福祉事業 | ③授産施設：生業扶助（現物給付）。就労に向けた支援を行う。 |
| | ④宿所提供施設：住宅扶助（現物給付）。住居のない要保護者の住まい。 |
| | ⑤医療保護施設：医療扶助。全国に56カ所。 |

生活全体への影響が大きく、生存権の保障に直結！
⇒事業の安定性&継続性確保のため、倒産しづらい母体でしか運営できない

※第1種社会福祉事業を設置できるのは…国、地方公共団体、社会福祉法人

- 被保護者への就労支援（問題 68） 国試ナビ（社 2023）P.180~/（社 2024）P.188~Q✳
（社 2025）P.160~Q✳

⇒生活保護を受けている人の就労意欲に応じて3つの事業があります👉👉👉※64歳までという年齢基準あり

〔就労意欲：低〕…就労準備支援事業

実施主体：福祉事務所を設置する都道府県、市町村（NPO法人等への委託もOK👉）

対象者：福祉事務所が就労可能であると判断する生活保護受給者

支援内容：日常生活、社会生活、就労自立における基礎的な部分の支援

〔就労意欲：中〕…就労支援事業

実施主体：福祉事務所を設置する都道府県、市町村（NPO法人等への委託もOK👉）

対象者：福祉事務所が就労可能であると判断する生活保護受給者

支援内容：履歴書の書き方、ハローワークへの同行、面接対策など

※福祉事務所等の就労支援員が中心👉

〔就労意欲：高〕…就労自立促進事業

実施主体：福祉事務所&ハローワーク etc…

対象者：生活保護受給者、住宅確保給付金受給者、生活困窮者など

👉稼働能力、就労意欲、事業への参加同意があり、就労阻害要因がないという全てを満たす人

支援内容：職業紹介、トライアル雇用、公的職業訓練など

※福祉事務所のコーディネーター、ハローワークのナビゲーター等でチームを組んで支援👉👉

- 生活困窮者〇〇…（問題 68）

⇒このワードは「生活困窮者自立支援法」に関連する何か…ということで、第26回問題33を…👉✳

- 地域若者サポートステーション（問題 68） 国試ナビ（社 2023）P.179/（社 2024）P.187Q✳
（社 2025）P.71Q✳

⇒通称「サポステ」👉

👉対象者：仕事にも学校にも行ってない15~49歳で、働きたいと思っている人👉

👉支援目標：職場定着👉

👉支援内容：各種講座（コミュニケーション、ビジネスマナー、パソコン etc…）、就活セミナー、職場体験、高校中退者等へのアウトリーチ支援

- ホームレスの実態に関する全国調査（問題 69）

⇒最新版：概数調査は令和6年4月公表、生活実態調査は令和4年4月公表👉👉

【概数調査…ホームレスの人数調査的なやつ】

- ホームレスの数…年々減少傾向（最新の数字は…男性2575人、女性172人）
- 1番多いのは大阪府、2番目が東京都👉

【生活実態調査…5年に1回👉】

- 平均年齢…年々上昇（R3年は63.6歳）
- 10年以上路上生活をしている人の割合…年々増加（R3年は40%）
- 就業している人…49%（👉そのうちの6割ちょいは廃品回収）
- 生活保護制度を利用したことがある人…3割くらい

